

高齢者医療制度について

(資料)

- 長寿医療制度の見直しについて
 - ・ 高齢者医療制度に関する検討会について
 - ・ 長寿医療制度と国民健康保険の一体化に関する舛添大臣の私案のイメージ

- 保険料の年金からの支払いについて
 - ・ 特別徴収と口座振替の選択制の実施について

長寿医療制度の見直しについて

1 見直しの基本的な考え方

- ① 単に長寿医療制度を廃止し、元に戻したとしても、老人保健制度の問題を解決できないため、廃止はしない。
- ② 高齢者の心情に配慮し、法律に規定する5年後の見直しを前倒しし、よりよい制度への改善を図る。
- ③ 議論に特段の制約を設けることなく、1年を目途に幅広い議論を進めていく。

2 見直しの具体的な視点

- ① 高齢者医療を支える費用負担のあり方について、全世代の納得と共感が得られる枠組みを検討する。（例えば、特に健保組合で負担増となっている前期高齢者に係る費用負担の在り方を検討する。）
- ② 年齢のみによる区分のあり方について、例えば、75歳以上でも現役で働いている方の扱いも含め、検討を加える。
- ③ 年金からの保険料支払いのあり方について、これまでの改善を踏まえ、普通徴収の対象範囲の拡大や選択制の導入等を含め、検討を加える。

高齢者医療制度に関する検討会について

- 高齢者医療制度に関し、有識者により幅広い観点から御議論いただくために設置。

1. 委員名簿

岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
大熊 由紀子	国際医療福祉大学大学院教授、元朝日新聞論説委員
川淵 孝一	東京医科歯科大学大学院教授
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
○塩川 正十郎(座長)	東洋大学総長、元衆議院議員
樋口 恵子	NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長
宮武 剛	目白大学大学院生涯福祉学研究科教授、元毎日新聞論説副委員長
山崎 泰彦	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授

2. 開催状況と今後のスケジュールについて

第1回 開催日 平成20年 9月25日(木)

○フリーディスカッション

第2回 開催日 平成20年10月 7日(火)

○年齢で区分することについて

○広域連合について

第3回 開催日 平成20年12月 4日(木)

○ヒアリング①

・高知県国民健康保険制度広域化勉強会

・福岡県介護保険広域連合

○保険料の算定方法・支払い方法について

(予定)

第4回 開催日 平成21年 1月19日の週、又は26日の週

○ヒアリング②

・大雪地区広域連合(国保・介護・長寿の市町村事務)

・滋賀県後期高齢者医療広域連合

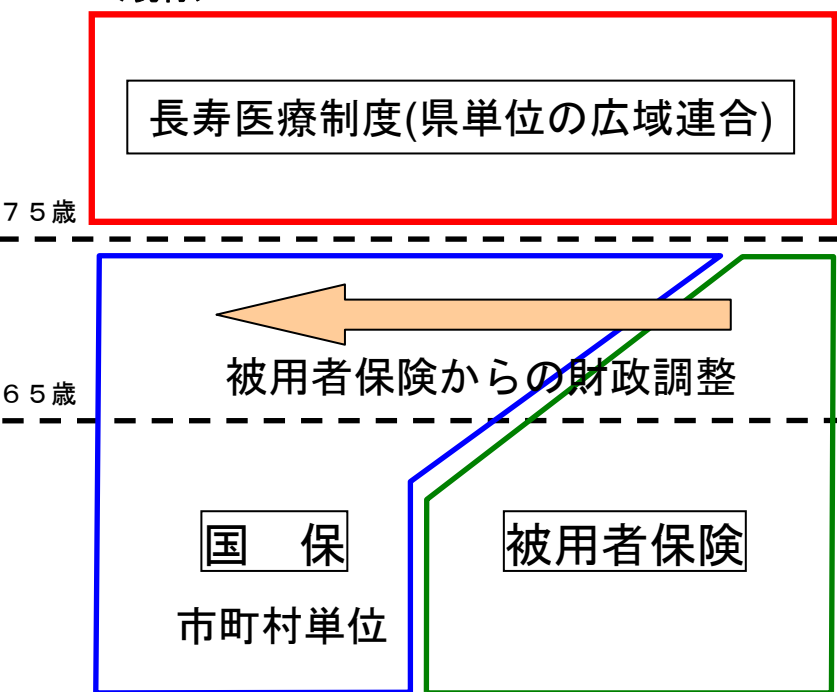
○医療サービスについて

○世代間の納得と共感の得られる財源のあり方について

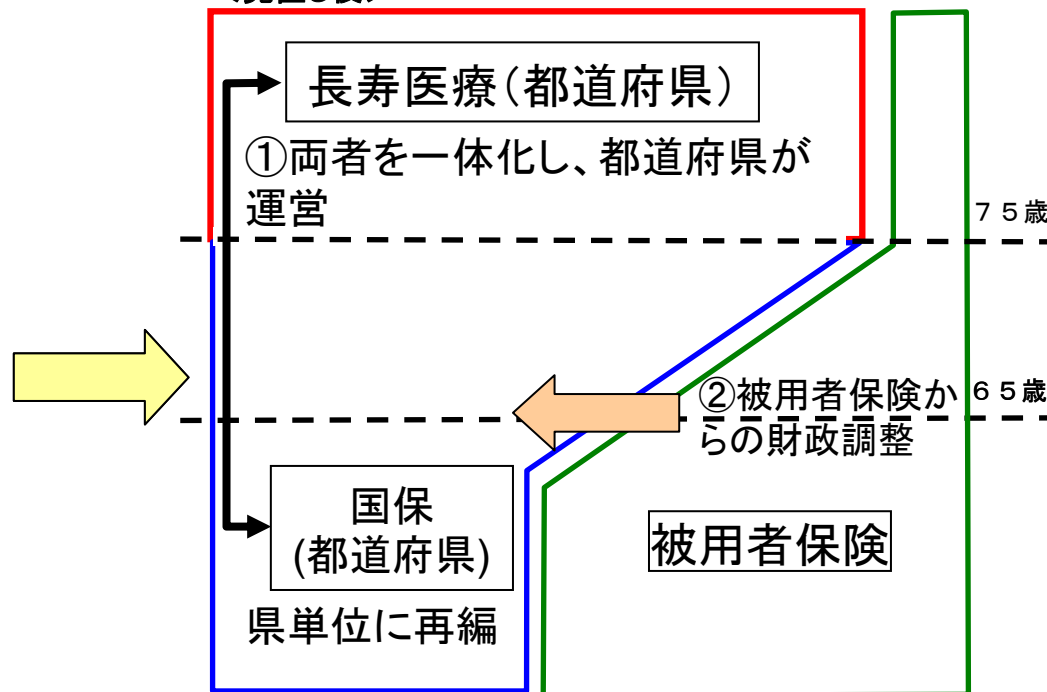
※以降、引き続き、月1回程度を目途に開催。

長寿医療制度と国民健康保険の一体化に関する舛添大臣の私案のイメージ

<現行>



<見直し後>



(制度のねらい)

- ① 制度としては、年齢にかかわらず一本化。
- ② 国保を都道府県単位とすることで、国保の財政が安定化。
- ③ 地域医療において、都道府県が主体的な役割を果たす。

(今後解決すべき課題) ※詳細は1年を目途に検討

- ① 高齢者の保険料に配慮しながら、制度を一体化する具体的な方法や、財政調整の仕組み。
- ② 地域の国保保険料を統一する際の激変緩和措置。
- ③ 都道府県が運営主体を引き受けてくれるための条件整備

保険料の年金からの支払いについて

1 年金からの支払い(天引き)の仕組み

- ・2ヶ月毎の年金支給の際に、公的年金から、2ヶ月分の保険料を引き落とし
- ・平成12年に介護保険において保険料の年金からの支払いを導入

※ 年金からの支払いの主な理由

- ① 被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしない
- ② 保険料の徴収に係る行政の余分なコストを省く

2 年金からの支払いの対象者

- ①公的年金の年額が18万以上であり、かつ、②介護保険料と合算した保険料額が年金額の1/2を超えない者

※ 75歳以上の高齢者の約8割が対象

3 保険料の口座振替

(1) 支払方法の口座振替への拡大

本年6月12日の政府・与党決定に基づき、以下のいずれかに該当する方は、年金からの支払いに代えて、口座振替を選択可能となった

ア これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった場合

イ 年金収入180万円未満の方で、世帯主や配偶者が本人に替わって口座振替で支払う場合

※平成20年10月;年金からの支払い件数 約669万件・口座振替へ切り替えた件数 約19万件

(2) 口座振替と年金からの支払いとの選択制の実施

本年11月18日の与党PTとりまとめを受けて、上記ア、イの要件を撤廃し、原則として、全ての方について、平成21年4月から、口座振替と年金からの支払いとの選択により、保険料の納付をできるようにする。

特別徴収と口座振替の選択制の実施について

【7月の政令改正】

- 長寿医療制度においては、
 - ・ 国民健康保険の被保険者から移行してきた方が多いという実態
 - ・ 家計における実質的な負担者とは別に機械的に特別徴収が行われることへの抵抗感が相当程度あったことを踏まえ、施行後に制度の見直しを行い、以下の要件を満たした場合について、被保険者からの申請により、「市町村が認める方」について、普通徴収によることを可能とする政令改正を7月に行ったところである。
- ① 世帯主として国民健康保険の保険料又は国民健康保険税を納付していた方であって、納付の実績が相当程度ある場合（申出時点から遡って2年間滞納がない場合等）について、その方の口座からの振替により納付する場合
- ② 年金収入が180万円未満である方であって、連帯納付義務者（世帯主又は配偶者の一方）がいる方について、当該連帯納付義務者の口座からの振替により納付する場合

【今回の与党PTとりまとめ】

- しかしながら、
 - ・ 特別徴収そのものに対して未だ様々な批判等があること
 - ・ 特別徴収しか選択できない場合、世帯における社会保険料控除の適用関係が変化することにより、世帯としての税負担が増加することを余儀なくされる場合があること
 - ・ 被用者保険に加入していた本人にあっては、扶養している方の保険料について自らの口座からの振替が可能であるにもかかわらず、自らの保険料については自らの口座から振替することができないため、同一世帯において口座振替と年金からの徴収の両方がある場合が生じ、理解を得がたいものとなっていること
 - ・ 連帯納付義務者がいない方は他の方の口座からの振替ができないため、特に独居の高齢者において、心理的な抵抗感が大きいこと等も踏まえ、上記①及び②の要件を撤廃し、原則として、特別徴収と口座振替を選択制とし、4月から実施すべきことが、先般、与党PTにおいてとりまとめられたところである。

※ 今回のとりまとめにおいて新たに口座振替への変更が可能となるのは、主に被用者保険の本人であった被保険者及び年金収入180万円以上の国保の世帯員であった被保険者。

【与党PTとりまとめを踏まえた政令改正】

- 与党PTとりまとめを踏まえ、4月からの実施に向けた周知期間等を考慮し、年内に政令改正を行う。
 - 政令改正においては、「市町村が認める方」という要件は引き続き存置することとし、これにより、
 - ① これまでの国保の納付実績等により後期高齢者医療の保険料の納付が見込まれない方等については、口座振替への変更を認めないことが可能であること
 - ② 口座振替において振替不能になった際は、特別徴収に戻すことが可能であること
- 等から、保険料の確実な収納については基本的に担保できるものとする。

【今後の市町村における対応】

- 市町村システムにおいて、
 - ・ 既に口座振替となっている方については、特別徴収の年次処理時において、自動的に特別徴収の対象から除外すること
 - ・ 上記の「市町村が認める方」かどうかの判断を行う前提として、保険料納付が滞った被保険者を抽出し、リスト化することを可能とするためのシステム改修を行う。
- 現在特別徴収となっている方及び来年4月から新たに特別徴収を開始する方に対して十分な周知を図ることが必要であり、市町村から対象者に対し、ダイレクトメールによる周知を行っていただく。